

1.申請手続きに関すること

Q1：申請書類はどこでもらえますか？

A1：都市計画課窓口（湯沢市役所 2階）で配布しています。
または、市のホームページから申請様式をダウンロードすることもできます。

Q2：申請期限はありますか？

A2：令和8年度の申請受付期間は、令和8年4月1日(水)から令和9年2月26日(金)までです。
ただし、予算額に達した場合は期間内に受付を終了することがあります。

Q3：工事完了期限はありますか？

A3：工事完了期限はありません。ただし、工事完了後30日以内または令和9年3月31日(水)の
いずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

Q4：「克雪化改修工事」と「雪下ろし安全対策工事」の両方の補助金申請をすることはできますか？

A4：申請できます。ただし、同時に申請してください。

Q5：交付決定前に工事着手できますか？

A5：できません。工事着手前に補助金交付申請をしてください。その後、補助金交付決定通知
を受けてから工事に着手してください。

Q6：この補助金は何度も申請できますか？

A6：補助金の交付は同一住宅につき1度限りのため、再度申請はできません。

Q7：補助金交付申請書に記入する工事費等は、消費税込みの金額ですか？

A7：消費税を含んだ金額をご記入ください。

Q8：交付申請で工事設計図面を提出する際、立面図は4方向ではなく2方向で作成してもいいですか？

A8：2方向で作成した立面図でも構いませんが、屋根改修工事の前後がわかるように作成して
ください。

Q9：申請は施工業者に代行してもらえますか？

A9：施工業者など本人以外の方が申請者の代理として書類を提出することは構いません。
ただし、補助金交付請求書（振込口座記載）の取り扱いには十分ご注意ください。

Q10：湯沢市の他の補助金と併用できますか？

A10：併用できます。ただし、補助金の合計額は対象工事費の2分の1が上限となります。

Q11：施工途中で工事内容に変更が生じました。補助金の交付決定額に影響はありませんが、変更交付申請は必要ですか？

A11：交付決定額に影響があるか否かにかかわらず、補助対象工事または補助対象外工事のいずれかに変更が生じた場合は、変更交付申請が必要になります。
変更工事の着手前に都市計画課へご相談ください。

Q12：補助金の申請は電話で申し込みできますか？

A12：電話での申し込みはできません。所定の様式に必要な書類を添付し提出してください。

Q13：完了した工事は補助対象になりますか？

A13：補助金交付申請をせず、既に始まった工事や完了した工事は補助対象になりません。

※Q&A【1.申請手続きに関すること】のQ5も併せてご覧ください。

Q14：令和7年度に補助内容の見直しをしたそうですが、どこが変わったのですか？

A14：①高齢者世帯等の区分を新設しました。要件等については次のとおりです。

区 分	要 件
【高齢者世帯】	次のいずれかに該当する世帯 (ア) 世帯全員が満65歳以上の者のみで構成されている世帯（ひとり暮らしを含む） (イ) 満65歳以上の高齢者と満18歳以下の児童のみで構成されている世帯
【障がい者世帯】	世帯主が、身体障害者手帳の所持者、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者である世帯
【ひとり親世帯】	世帯主が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は父母のいない児童を養育する者で、世帯主以外の構成員が満18歳以下の者である世帯 ※児童扶養手当を受給していること

※詳細は都市計画課へお問い合わせください

②克雪化改修工事について

- ・従来の条件のうち「補助対象工事費用が50万円以上のもの」から「補助対象工事費用が30万円以上のもの」に変更しました。
- ・補助額の上限を20万円から25万円に引き上げました。
- ・高齢者世帯等の補助額の上限を30万円にします。

③雪下ろし安全対策工事について

- ・従来の条件のうち「補助対象工事費用が10万円以上のもの」を廃止し、令和7年度から補助対象工事費用は問わないことにしました。
- ・補助率及び補助額を「対象工事費の2分の1（上限6万円）」に変更しました。
- ・高齢者世帯等の補助額の上限を7万円にしました。

Q15：実績報告書を提出する際に領収書の写しが必要となっていますが、まだ全額支払が済んでいません。この場合、実績報告書は提出できますか？

A15：できません。施工業者に工事代金を全額支払い、その領収書の写しを添えて実績報告書を提出してください。

Q16：補助対象工事と対象外工事がある場合、見積書を分けなければいけませんか？

A16：見積書を分ける必要はありませんが、工事内容に補助対象工事と補助対象外工事が含まれる場合は、その内訳を明記するか内訳明細書を添付してください。

2.申請者に関すること

Q1：世帯主や住宅の所有者でなくても申請できますか？

A1：同居家族（親子や配偶者等）の場合は申請者になることができます。

例) 父親が所有し居住している住宅の補助金申請をする場合、父親と同居している息子が申請者となり手続きを行うことは可能。

Q2：申請者や同居家族が市税を滞納している場合でも申請はできますか？

A2：申請できません。ただし、滞納が解消された場合は申請できます。

Q3：借家に住んでいますが申請できますか？

A3：借家は補助対象外の建物となるため補助金の申請はできません。

※Q&A【3.工事に関すること】のQ3も併せてご覧ください。

Q4：転入や転居を予定している住宅の工事は補助対象になりますか？

A4：対象になります。ただし、実績報告書を提出する日までにその住宅に住むことが条件になります。なお、当該住宅に異動したことを確認するため、実績報告書を提出する際は異動後の住民票を提出してください。

3.工事に関すること

Q1：雪害により破損した軒の補修工事は補助対象になりますか？

A1：補助対象になりません。ただし、今後雪による軒折れが生じないように軒の補強をする工事は補助対象になります。※Q&A【5.その他】のQ1も併せてご覧ください。

Q2：既存のはしごを新たに固定式はしごに取り替える場合は補助対象になりますか？

A2：補助対象になります。

Q3：車庫や物置、小屋は補助対象になりますか？

A3：補助対象になりません。この他に借家、空き家、蔵なども補助対象になりません。

Q4：申請者自身が行った工事は補助対象になりますか？

A4：補助対象になりません。

Q5：防雪柵（防雪フェンス）の設置工事は補助対象になりますか？

A5：自宅屋根に積もった雪が隣家や隣地及び道路等に落下するのを防ぐため、自宅敷地内に防雪柵（防雪フェンス）を設置する工事は補助対象になります。

Q6：屋根塗装や屋根板金の張り替えは補助対象になりますか？

A6：屋根の改修工事と不可分一体のものは補助対象になりますが、屋根塗装のみや屋根板金の張り替えのみを行う場合は補助対象になりません。また、この他に維持・保全と認められる工事なども補助対象になりません。

Q7：敷地の消雪・融雪装置の設置工事は補助対象になりますか？

A7：補助対象になりません。

Q8：雪止め金具の設置は補助対象になりますか？

A8：新たに設置、または既存の雪止め金具を取り替える場合は補助対象になります。

Q9：住宅の新築工事、建替工事、増築工事は補助対象になりますか？

A9：本事業は既存住宅屋根の克雪化改修が目的のため、住宅の新築、建替、増築等の工事は補助対象になりません。

Q10：新築したばかりの住宅の工事は補助対象になりますか？

A10：住宅が完成し、既にその住宅に住んでいる場合は対象になります。
住宅の築年数に制限はありません。

Q11：命綱や安全帯、ヘルメットの購入費は補助対象になりますか？

A11：補助対象になりません。

Q12：屋根に雪割りを設置したいのですが補助対象になりますか？

A12：補助対象になります。

Q13：補助対象外工事とはどのような工事ですか？

A13：補助対象外工事の事例としては、外壁補修、車庫新築、風除室設置、屋根の葺き替え、屋根塗装、敷地の消雪・融雪設備工事、雨漏り修繕などのお問い合わせがあります。
ご自身での判断が難しい場合は、事前に都市計画課建築班へご相談ください。

Q14：雨どいの取り付け（取り替え）は補助対象になりますか？

A14：補助対象になりません。

Q15：屋根に命綱を取り付けるバーのようなものは補助対象になりますか？

A15：バーのようなものは「アンカー」といい、雪下ろし安全対策工事の補助対象になります。アンカーは命綱を建物に繋ぐための設備であり、命綱を適切に使用するためには不可欠で、事前に屋根上などに設置することで雪下ろし作業の安全を確保することができます。施工業者と相談していただき、屋根のタイプなどにより適した施工方法を選定ください。

Q16：軒の補強工事について、今年は東側を、翌年に西側を行うことで検討しています。この場合、2年続けて補助金の申請はできますか？

A16：補助金の交付は同一住宅につき1度限りです。過去に補助金を受けた住宅は再度申請できませんのでご注意ください。

※Q&A【1.申請手続きに関すること】のQ6も併せてご覧ください。

4.施工業者に関すること

Q1：施工業者は湯沢市内の法人に限定されますか？

A1：市内・市外は問いません。また、個人事業主の施工する工事も補助対象になります。

Q2：どの施工業者に工事の依頼をしいのかわかりません。

指定の施工業者はありますか？または市でどこか紹介してもらえませんか？

A2：市では施工業者の指定や紹介をしていません。

5.その他

Q1：雪害により破損した住宅に対しての支援補助金はまだありますか？

A1：湯沢市雪害住宅復旧支援補助金は、令和3年度（令和4年3月末）で補助事業が終了しました。

Q2：リフォーム補助金はありますか？

A2：湯沢市のリフォーム補助事業はありません。

Q3：補助金はいつ頃支払われますか？

A3：工事完了後、実績報告書と請求書を提出していただいてから約3週間程で補助金の支払いとなります。